

「消費税」と「会社の清算」

先般の税制改正により、消費税の免税点の引下げが行われ、「基準期間における課税売上高」が1千万円を超える事業者には、消費税が課税されることになりました。通常の事業年度についても、その重要性は増加していますが、今回は、事業を廃止する場合の取り扱いについて考えてみました。

1千万円基準が適用になるのは、法人の場合には、平成16年4月1日以後に開始する課税期間が対象になりますから、最も早く平成16年4月1日から平成17年3月31日までの課税期間（申告期限平成17年5月31日）になります。1千万円基準が適用になるまでは、3千万円を超えるかどうかにより判定します。

1. 「基準期間における課税売上高」

消費税の納税義務は、「基準期間における課税売上高」が1千万円（又は3千万円）を超えるかどうかにより決まります。法人の「基準期間における課税売上高」は、前々期の課税売上高をいいます。この売上高が1千万円（又は3千万円）を超えれば、課税事業者となり、課税期間終了後2月以内に、消費税の申告を行わなければなりません。

会社を清算する場合の法人税等は、通常の事業年度と異なる計算構造を採用します。つまり、解散登記してからは、財産法により清算所得を計算します。しかし、消費税については、その性格が「預り金」であることから、清算する場合でも特別な取り扱いはありません。よって、通常どおり、「基準期間における課税売上高」により判定します。清算手続きを進める際に、法人税等の清算所得のみに注意を払い、消費税については、考慮していないなんてことも多々あります。

2. 原則課税と簡易課税

消費税の計算には、原則課税と簡易課税があります。原則課税は、売上（消費税の計算上、建物や備品の譲渡も売上に含まれます。）に係る消費税から仕入に係る消費税を控除した差額として計算されます。よって、仕入や資産の購入が多額であるときは、消費税が還付される可能性があります。

一方、簡易課税は、売上に係る消費税に一定の割合（業種により「みなし仕入率」が規定されてます。）を乗じて税額を計算します。いくら仕入に係る消費税を

支払ったかは関係ありません。売上に係る消費税の一部が必ず納付額になるため、原則として還付はありません。よって、仕入が少ないサービス業等では、簡易課税を選択した方が有利になる可能性があります。但し、簡易課税を選択するためには、基準期間における課税売上高が、5千万円（平成16年3月31日以前開始課税期間は、2億円。）以下であり、かつ、2年間継続して適用することが要件です。

3. 清算する会社

清算会社における消費税の処理は意外と見落としがちです。財産法で清算所得を計算している期間でも、消費税は通常どおりの処理をします。つまり、清算中の事業年度は、営業をやめてしまうわけですから仕入は、僅少となり、会社資産の売却に伴う売上だけが計上されることとなります。よって、消費税は、売上に係る消費税のみ多額に生じ、そこから控除できる仕入に係る消費税は、ほとんどないため、原則課税による納付すべき消費税が、通常の事業年度よりも多めに発生します。

「基準期間における課税売上高」が5千万円（2億円）以下であることを前提とすれば、原則課税と簡易課税のいずれかを選択することが可能です。解散事業年度（解散登記までの事業年度）末までに、簡易課税の選択届出書を提出して、解散登記後の課税期間では、簡易課税を選択できるようにします。すると、清算する会社は、課税仕入れがない場合でも「みなし仕入率」により、仕入に係る消費税を控除することができます。また、オーナーや同族会社が清算する会社の資産（課税資産）を購入する場合には、ケースに応じて、そのオーナーや同族会社は、課税事業者を選択して、消費税の還付を図ります。（こちらは、原則課税が前提です。）

還付といえば、通常の事業年度では停止されている法人税の「欠損金の繰戻し還付」についても、清算会社については、適用があります。（地方税については、繰戻し還付の規定はありません。）

せっかくですから、還付してくれるものは、徹底的に戻してもらいましょう。そこが、税理士の腕の見せどころです。（担当：小林 進）